審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	農業経済課	検索番号	1 - 18	
法令名	農業協同組合法		根	视条項	44-2	
許認可等 農協の定款の変更の認可						
(根拠規定)						
農業協同組合法第44条第2項						
定款の変更(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の						
認可を受けなければ、その効力を生じない。						
・農業協同組合法第28条第1項~第3項(定款への記載事項)						
(許認可等の基準)						
(計認り寺の基準) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針						
展来「同時組合、展来」「同組合」」と言文の展望組合法入同しの総合的な監督指す (1)設立に係る認可について						
基本的事項						
組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。この場合の経営						
的基礎として、信用事業又は共済事業を行う組合については、少なくとも財産的基礎として法第10条の3						
の規定に基づく最低出資金額を、人的基礎として法第30条第3項に基づく常勤理事の要件をそれぞれ満た						
しているか。また、信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合についても、財産的基礎として設立後の						
自己資本基準を勘案し、予定している事業を実施するのに必要な施設を取得するのに必要な資金その他の						
資金の調達の方法を、人的基礎として事業を適正に実施する役職員体制を有しているか。						
形式的事項						
アー申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。						
イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。						
ウ 定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。						
エ 設立手続は法第55条から第58条まで等に照らし、適法に行われているか。						
定款の内容に関する事項 ア 目的、事業等の基本的事項は、法第1条、法第10条等の規定に照らし適正か。						
	イ事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。					
1 事業の執行に関する規定は、過止かり健主な連合かできるものとなりでいるか。 ウ 組合員に関する規定は、法第12条の規定の範囲となっているか。						
エー経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。						
オー役職員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなって						
いるか。						
カ 総会、総代会、経営管理委員会及び理事会に関する規定は、法第32条、第34条、第43条の2、						
第44条、第48条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。						
キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。						
(2)定款変更に係る認可について						
組合の定款変更に関し、法第44条第2項(定款変更)に基づき認可を行う場合は、次の形式的事項及び						
上記(1)のの事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。						
ただし、定款変更の内容が組合の事業又は地区の変更に係る場合にあっては、次の形式的事項並びに上						
記(1)の 及び の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとし、						
このうち、上記(1)のの事項については、この事項が不適正な場合には、組合の業務の健全かつ適正な運						
営が確保できず、組合の目的の達成が困難となることから、形式的要件のみの審査にとどまらず、提出され た事業計画書等の内容を実質的に審査してその妥当性を判断するものとする。また、この場合には、組合と						
十分協議するとともに、必要に応じ法第44条第3項において準用する法59条第2項に基づき説明内容の裏付						
けとなるデータ等の定款変更に関する報告書の提出を求めたり、系統組織からヒアリングを行うなどによ						
	行うために必要な経営的基礎を					

(形式的事項)

ア 上記(1)の のアからウまでに掲げる事項

イ 定款の変更手続は法第44条、第46条等に照らし、適法に行われているか。

(その他)

○ 添付書類(農業協同組合法施行細則第8条第1項)

(1) 総会(総代会)議事録抄本

(2) 変更しようとする新旧条文(全面変更の場合は、新定款)

(3) 変更理由書

(4) 旧定款

(同第8条第2項)

出資1口金額を増加しようとする場合は、前項の書類のほか組合員全員の同意があつた旨の証明書 を添えなければならない。

(同第8条第3項)

出資最低持口数を増加する場合は、第1項の書類のほか出資口数が最低持口数に足らない組合員の 同意があつた旨の証明書を添えなければならない。

(同第8条第4項)

出資1口金額を減少する場合又は法第54条の5第1項の規定により出資組合から非出資組合に移 行する場合は、第1項の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、出資1口 金額を減少する場合は、第1号の書類のうち財産目録を除くものとする。

(1) 財産目録及び貸借対照表

(2) 法第49条第2項及び法第50条第2項の規定による手続を了した監事の証明書

(同第8条第5項)

組合員たる資格を変更する場合で当該変更によつて組合員たる資格を喪失する組合員があるとき は、第1項の書類のほか、組合員たる資格を喪失する組合員全員の同意があつた旨の証明書を添えな ければならない。

(同第8条第6項)

省 略